

令和5年度第2回さいたま市大規模小売店舗立地審議会会議録

- 1 開催日時 令和5年7月27日（木）午後3時00分～午後4時00分
- 2 開催場所 大宮区役所 401会議室
- 3 出席者名 坂本会長、青木委員、園田委員、樋口委員  
事務局 渡辺商業振興課長、蓮見係長、坪井主査、加藤主任、丸山主任
- 4 欠席者名 渡邊副会長
- 5 会議の公開・非公開の別 公開（傍聴人は0人）
- 6 次第
  - (1) 開会
  - (2) 議事
    - 8条4項に基づく意見審議について
      - ・(仮称)浦和駅西口南高砂地区第一種市街地再開発ビル  
(法第5条第1項：新設届)
      - ・(仮称)ヨークフーズ中浦和店（法第5条第1項：新設届）
  - (3) 閉会

【議事概要】

- (1) 開会
- (2) 議事
  - 【8条4項に基づく意見審議について】
    - ・①(仮称)浦和駅西口南高砂地区第一種市街地再開発ビル（法第5条第1項）  
新設届について  
事務局からの審議資料を基に概要の説明と庁内連絡会議において行われた審議内容結果（特に意見を付する必要無し）を報告した後、改めて、下記のとおり、8条4項に基づく「意見審議」が行われた。  
  
(青木委員) 荷さばき車両及び廃棄物車両の搬出入計画について、時間帯別にみると、通学時間帯である6時～8時台がそれぞれ10台と最大の台数である。同計画にある「極力通学時間帯を避けた搬出入計画とする」との記載と矛盾するのでは。

(事務局) 学事課より、来退店経路が、高砂小学校、岸中学校の通学路に該当しているため交通整理員の指導、来店及び搬入出者に対しての注意喚起が必要との意見があり、設置者に伝えている。

(青木委員) 6～8時台は通勤時間帯でもある。道路拡幅後は通勤・通学経路とする方が増えることも予想されるため、配慮が必要。

(事務局) 歩行者の安全確保について最大限努力するよう設置者に伝える。

(坂本会長) 交差点需要率及び混雑度について、現状問題ないが、道路形状自体が変わるため、周りに店舗等が増える可能性もあり、今後の需要率の変化に配慮する必要がある。  
また、地下に駐車場及び駐輪場があるが、自動車や自転車の錯綜にも配慮していただきたい。

(事務局) 設置者に伝える。

(園田委員) 容器包装リサイクル法及び食品リサイクル法は10年ほど前からあるが、昨年にはさらにプラスチック循環資源法が施行されており、レジ袋だけでなく、スプーンやストローなども含め、ポイント還元などで実質有料化するなどの取り組みをお願いしたい。  
また、食料リサイクル法、みどりの食料システム戦略にもあるように食品ロスの低減も進めていただきたい。

(事務局) 設置者に伝える。

※その他「指針」を勘案しつつ、当該届出における店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、意見を付す必要はないということに決まった。

- ・② (仮称) ヨークフーズ中浦和店 (法第5条第1項 新設届) 新設届について  
事務局からの審議資料を基に概要の説明と庁内連絡会議において行われた審議内容結果 (特に意見を付する必要無し) を報告した後、改めて、下記のとおり、8条4項に基づく「意見審議」が行われた。

(坂本委員) 交差点需要率及び混雑度については現状問題ない。  
県道大谷本郷さいたま線については、工事完了後にNO1出入口の部分のみガードレールの開口を行うこと、また現状より90センチほどセットバックする予定であることから歩行者の通行についても問題ない。

荷捌き施設は2層構造となっており、騒音にも配慮されている。

(園田委員) 食品スーパーであるため消費者の生活に近い施設となる。レジ袋・スプーン・フォークの実質有料化、仕入れの際に賞味期限を無理な設定にしないなどして食品ロスを減らすこと、再資源化に努めることなどの環境に配慮した取り組みを積極的に行っていただきたい。

(事務局) 設置者に伝える。

※その他「指針」を勘案しつつ、当該届出における店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、意見を付す必要はないということに決まった。

(3) 閉会